

地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震災害が芝山町（以下、「甲」という。）において発生した場合に、甲が千葉県建築士会山武支部（以下、「乙」という。）の協力を得て応急対策活動を行うことにより、住民の安全確保を図ることを目的とする。

(応急対策活動の内容)

第2条 甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が指定する防災拠点施設、医療施設、避難所及び社会福祉施設等の被災建築物応急危険度判定
- (2) その他甲が必要と認める施設及び家屋の被災建築物応急危険度判定

(協力の要請)

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、後日、書面を取り交わすこととする。

(活動の実施)

第4条 乙は、甲の要請に基づき、応急対策活動を実施するものとする。

(判定士に対する補償等)

第5条 第3条の規定により応急対策活動に従事した者が、活動中に死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等保障制度運用要領によるものとする。

(第三者に対する補償等)

第6条 第3条の規定により応急対策活動に従事した者が、第三者に損害を与えた時は、その責めに帰すべき理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等保障制度運用要領によるものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の規定により派遣された乙の会員に対する活動に要する経費の負担は、被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドラインによるものとする。

(情報共有)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に定める事項の実施の确实を期するため、甲及び乙のそれぞれに連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては千葉県建築士会山武支部長をもって充てる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定の解除または、協定内容の変更の申出がない時は、協定の期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

附 則

1 この協定は、平成31年2月8日から効力を生ずる。

この締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月8日

甲

千葉県山武郡芝山町小池992番地

芝山町長 相川 勝重

乙

千葉県山武市蓮沼口1684番地

千葉県建築士会 山武支部
山武支部長 椎名 義信